



# 山形県公報

令和4年1月7日(金)  
第270号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) …… 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) …… 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) …… 5
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) …… 6
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(同) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

## 告 示

### 山形県告示第3号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年1月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類  | 指定年月日   |
|--------------------|----------------------------|----------|---------|
| 株式会社ましま家具店         | マシマ介護事業部<br>酒田市京田一丁目2番地の12 | 福祉用具貸与   | 令和4.1.1 |
| 株式会社ましま家具店         | マシマ介護事業部<br>酒田市京田一丁目2番地の12 | 特定福祉用具販売 | 同       |

### 山形県告示第4号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年1月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類    | 指定年月日   |
|----------------------|----------------------------|------------|---------|
| 株式会社ましま家具店           | マシマ介護事業部<br>酒田市京田一丁目2番地の12 | 介護予防福祉用具貸与 | 令和4.1.1 |

|            |                            |                  |   |
|------------|----------------------------|------------------|---|
| 株式会社ましま家具店 | マシマ介護事業部<br>酒田市京田一丁目2番地の12 | 特定介護予防福祉<br>用具販売 | 同 |
|------------|----------------------------|------------------|---|

**山形県告示第5号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和4年1月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類  | 廃止年月日      |
|------------------------|----------------------------|----------|------------|
| S L株式会社                | マシマ介護事業部<br>酒田市京田一丁目2番地の12 | 福祉用具貸与   | 令和 3.12.31 |
| S L株式会社                | マシマ介護事業部<br>酒田市京田一丁目2番地の12 | 特定福祉用具販売 | 同          |

**山形県告示第6号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和4年1月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類          | 廃止年月日      |
|--------------------------|----------------------------|------------------|------------|
| S L株式会社                  | マシマ介護事業部<br>酒田市京田一丁目2番地の12 | 介護予防福祉用具<br>貸与   | 令和 3.12.31 |
| S L株式会社                  | マシマ介護事業部<br>酒田市京田一丁目2番地の12 | 特定介護予防福祉<br>用具販売 | 同          |

**山形県告示第7号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年1月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
天童市大字貫津地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和3年10月1日から同年12月10日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第8号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年1月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
北村山郡大石田町大字田沢地内
- 2 公共測量を実施した期間

令和3年10月1日から同年12月10日まで

- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第9号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年1月7日から同月21日まで縦覧に供する。

令和4年1月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                    | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長    |
|----------------------|---|------|------------------|--------|
| 西村山郡河北町西里字白山堂763番7から |   | 旧    | 51.8メートル         | 32メートル |
| 同 嶋182番1まで           |   |      | 36.2             |        |
| 同                    | 上 | 新    | 53.6メートル<br>38.4 | 同 上    |

**山形県告示第10号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年1月7日から同月21日まで縦覧に供する。

令和4年1月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寒河江村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区            | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長     |
|--------------|---|------|------------------|---------|
| 寒河江市字中河原1番から |   | 旧    | 15.5メートル         | 522メートル |
| 同 126番5まで    |   |      | 10.0             |         |
| 同            | 上 | 新    | 17.8メートル<br>14.0 | 同 上     |

**山形県告示第11号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年1月7日から同月21日まで縦覧に供する。

令和4年1月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寒河江村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|--------------------|---|------|----------|---------|
| 西村山郡河北町西里字下楨15番4から |   | 旧    | 11.2メートル | 772メートル |
| 同 谷地字月山堂150番7まで    |   |      | 10.0     |         |
| 同                  | 上 | 新    | 20.4メートル | 同上      |
|                    |   |      | 14.0     |         |

**山形県告示第12号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年1月7日から同月21日まで縦覧に供する。

令和4年1月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町西里字白山堂763番7から  
同 嶋182番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年1月7日

**山形県告示第13号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和4年1月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道村総建第208号
- 2 指定の場所 東根市神町東二丁目9090番49の一部、9090番400の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 110.75メートル
- 4 指定年月日 令和3年12月27日

**山形県告示第14号**

次の開発行為は、完了した。

令和4年1月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和3年8月31日 指令村総建第208号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
上市市矢来四丁目223番3、223番4、223番5、223番6、223番7、223番8、223番9、223番10、223番11、223番12、223番14、223番15、223番16、223番17、223番18、223番19、223番20、225番2、225番10、225番11、225番12、225番13、225番17、242番12、243番3の一部、249番2、249番3、249番7、448番3、462番14、462番16の一部、610番1、610番5の一部、243番3先、448番3先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
上市市八日町2番20号 有限会社山形第一不動産

**山形県告示第15号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年1月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

|   |               |                   |   |   |
|---|---------------|-------------------|---|---|
| 〃 | 東根支店本<br>町出張所 | 東根市大字東根甲537<br>番地 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 神町支店          | 〃 中央二丁目1番<br>10号  | 〃 | 〃 |

を

|   |      |                   |   |   |
|---|------|-------------------|---|---|
| 〃 | 神町支店 | 東根市中央二丁目1番<br>10号 | 〃 | 〃 |
|---|------|-------------------|---|---|

に改める。

別表第6中

|                 |                    |   |   |   |   |
|-----------------|--------------------|---|---|---|---|
| 東根市農業協同組合<br>本所 | 東根市新田町二丁目1<br>番10号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 東根支所          | 〃                  | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 大富支所          | 〃 大字羽入1793<br>番地   | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 小田島支所         | 〃 大字郡山423<br>番地の8  | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 長瀬支所          | 〃 大字長瀬1254<br>番地   | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 東根市役所<br>出張所  | 〃 中央一丁目1<br>番1号    | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 神町支所          | 〃 神町中央一丁<br>目8番1号  | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 東郷支所          | 〃 大字野川1325<br>番地   | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

を

|                 |                    |   |   |   |   |
|-----------------|--------------------|---|---|---|---|
| 東根市農業協同組合<br>本店 | 東根市中央東三丁目7<br>番21号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 東部支店          | 〃                  | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 西部支店          | 〃 大字郡山423<br>番地の8  | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 東根市役所<br>出張所  | 〃 中央一丁目1<br>番1号    | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第6の改正規定は、令和4年1月11日から施行する。